

## 公益社団法人茨城県作業療法士会特定資産取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県作業療法士会（以下「当法人」という。）定款42条の規定に基づき、特定資産の積立て、取崩しその他の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (資産の管理及び運用)

第2条 資産は、当法人の目的を達成するため適正な維持及び管理に努めるとともに、最善と考えられる方法により運用するものとする。

- 2 特定資産は、貸借対照表及び財産目録において他の資産と明確に区分して管理しなければならない。

### (特定資産)

第3条 特定資金は、将来の特定の目的のために積み立てた特定預金とする。

- 2 特定資産を保有しようとするときは、その名称、目的、積立限度額、積立期間を理事会に提示し、理事会の承認を得るものとする。
- 3 特定資産は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取崩すことができない。
- 4 やむを得ない事由により目的外の取崩しを行う場合には、理事会の承認を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

### (改 廃)

第4条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、平成27年3月1日から施行する。